

苫小牧市宿泊税に関する懇談会設置要綱

(設置)

第1条 苫小牧市における宿泊税に関する検討を行うため、苫小牧市宿泊税に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇談会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 宿泊税の制度に関する事項
- (2) 宿泊税の使途に関する事項
- (3) その他宿泊税の導入に関する事項

(組織)

第3条 懇談会は委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 宿泊事業者
- (3) 観光関係者
- (4) 経済団体関係者
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から第2条に掲げる事項が終了するまでとする。

(座長等)

第5条 懇談会には座長及び副座長各1人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、座長が必要に応じ、事務局と協議の上、招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(報酬)

第7条 懇談会に参加した委員に対し、謝礼を支払う。

2 謝礼の額は、1日につき5,000円とする。

(代理出席)

第8条 委員が、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該団体に所属する者を代理人として協議会に出席させることができる。

2 前項の場合においては、当該代理人を委員とみなし、当該代理人について前条第2項の規定を適用する。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は産業経済部産業振興室観光振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。